

協議

秋田市マイタウン・バス南部線河辺Aおよび雄和Aコース における移動円滑化基準適用除外車両の導入について

1 概要

バリアフリー法^(※1)において、乗合バス車両^(※2)を新たに導入する際には、乗降口の幅や車椅子スペース等について定めた移動円滑化基準^(※3)への適合が義務付けられている。

しかし、秋田市マイタウン・バス南部線を運行するマイクロバス車両については、平成21年10月の運行開始当初から、狭隘な道路や地形上の問題等により、移動円滑化基準の適用除外認定を受けて運行しているところであり、このたび、車両の更新が必要となったことから、これまでと同様、移動円滑化基準の適用除外認定を受けた車両を導入するものである。

※1：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

※2：一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行の用に供する自動車（乗車定員11人以上）

※3：移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）

2 導入車両（案）

車両の老朽化に伴う故障等が頻発しているマイクロバス2台について、同程度の規格をもつ以下の車両に更新するものとする。

車名・型式		トヨタ コースターEX XZB70-ZRTQH（中古車）	トヨタ コースターLX XZB70-ZRTNY（中古車）
導入車両数		1台	1台
乗車定員		28名（客席27名）	28名（客席27名）
車両サイズ	長さ	6,990 mm	6,990 mm
	幅	2,080 mm	2,080 mm
	高さ	2,635 mm	2,635 mm
	車両総重量	5,515 kg	5,445 kg
使用者		高尾ハイヤー株式会社（秋田市仁井田本町一丁目1-8）	



車両イメージ（同型車両）

3 移動円滑化基準の適用除外について

導入車両については、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」（平成19年国自技第200号）第3の規定に基づき、適用除外認定を申請するものである。

(1) 適用除外の認定を申請することができる自動車（同要領第3）

- ・地形上の理由により移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難な路線を走行する自動車（自動車の運用上やむを得ず当該路線以外を走行する場合も含む。）
- ・幅2.1m以下であって乗車定員が23人を超える自動車、ガイドウェイバスその他の技術開発上移動円滑化基準への適合が困難な自動車

(2) 申請理由

秋田市マイタウン・バス南部線河辺Aおよび雄和Aコースにおいては、これまでの運行実績より、マイクロバス車両以上の輸送力が必要であるが、狭隘な道路があるなどの理由から、マイクロバス車両を使用することとしている。

しかし、同車両については、移動円滑化基準に適合する乗降口の幅や床面の高さにすることが構造上困難であることから、これまでと同様、適用除外認定を申請するものである。

4 適用除外認定を申請する移動円滑化基準の内容

- (1) 第37条第2項：乗降口の幅（80cm以上）、スロープ板の備付け
- (2) 第38条第1項：床面の高さ（地上面から65cm以下）
- (3) 第39条：車椅子スペースの設置
- (4) 第40条第1項：通路の幅（80cm以上）

5 導入予定日

令和7年4月1日（火）

6 その他

車椅子利用者に対しては、「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（令和5年11月国土交通省公表）を踏まえ、次のとおり対応することとする。

- ・車両の構造上、車椅子のまま乗り降りができず、運転士1人では安全な介助等を行うことが困難であるため、1人で乗り降りできない方に対し、介助者を同行するよう事前に利用チラシやホームページ等において周知を行う。
- ・可能な範囲において、利用者の特性に応じた適切な接遇や介助等を行う。
例) 運賃支払いの補助、車椅子の積みおろし等